

## EU 向け「日本ワイン」の輸出証明について (日EU E P A 発効を受けて)

日EU 経済連携協定 (日EU E P A) が、平成 31 年 2 月 1 日 (金) に発効します。

これまで、我が国から欧州連合 (EU) 域内に向けて、1 貨物あたり 100L を超えるビン詰ワイン等を輸出する場合には、EU の定めるワイン醸造規則等に従うことが必要で、これについて酒類総合研究所が発行した証明書等を添付する必要がありましたが、同日以降、以下の 1 に掲げる要件を満たす日本ワインであれば、輸出することが可能となります。

このリーフレットでは、日本ワインを EU に輸出する際必要な証明の概要について、説明いたします。

### 1 EU に輸出可能となる「日本ワイン」が備えるべき要件

「果実酒等の製法品質表示基準」(平成 27 年国税庁告示第 18 号) に定める「日本ワイン」であって、次の要件を満たすワインであれば、EU に輸出することが可能となります。協定発効前に製造されたワインであっても同じです。

- 「同一の産品」に、補糖と補酸、または補酸と除酸を行っていないこと  
例えば、ぶどう果汁とこれから製造されたワインは、「同一の産品」ではありません (したがって、果汁に補糖し、これから製造されたワインに補酸することは、可能です)。
- 衛生基準、表示基準等については、EU の基準を満たすこと  
このため、例えば
  - ・ 亜硫酸の上限については、EU の基準 (一般のワインで、赤 150 mg/L、白 200 mg/L (二酸化硫黄換算)) が適用されます。
  - ・ 補酸、除酸、おり下げ等に使用する食品添加物等は、EU で認可されているものを使用する必要があります (日本でワインに使用されている主な添加物については、今後、EU において認可に向けた手続きが進められる予定です)。
  - ・ 表示基準も EU のものが適用になります。アルコール分の表示は EU で定められた方法 (測定温度 20°C) により分析した値に基づき、0.5% きざみで表示する必要があります。
  - ・ 容器容量規制が適用されます。例えば、720ml 瓶での流通は認められません。

## 2 日本ワインの証明について

上記要件を満たす日本ワインを1貨物あたり100L以上、EUに輸出するには、次のいずれかの方法により、証明を行う（受ける）必要があります。

### 【方法その1】製造者による自己証明

平成31年1月21日（月）承認申請受付開始

#### ○メリット

- ・ 輸出の都度、迅速な証明が可能です。
- ・ 従来必要であった酒類総合研究所への費用も（後述の承認や技能試験に必要な費用を除き）不要です。

#### ○留意点

- ・ 予め、酒類総合研究所から、自己証明製造者として承認を受け（手数料5,200円（税込））、EUへの通報後、EUのウェブサイト公表される必要があります。
- ・ 実アルコール分、総亜硫酸及び総酸について、証明の都度、EUの定める方法に従い自ら分析を行う必要があります。このための分析体制を「分析標準作業書」や「文書管理規程」として整備していることが、上記承認に当たって必要な要件となります。
- ・ 分析値の正確さを確保する観点から、酒類総合研究所が実施する技能試験を、3年に1回受験する（手数料10,000円（税込））必要があります。
- ・ 自己証明内容に疑義が生じた場合、追加資料の提出を要請したり、製造場の現地確認などを行う場合があります。それでもなお疑義が解消しない場合、自己証明製造者の承認取消や関係する証明書が無効である旨EUに通報したり、日本の国税当局に通報することがあります。

（注）協定において、日本（政府）は、EUにおいてワイン製造に使用されている主要な添加物の指定に向けた手続を行うこととされており、協定発効から2年を経過したところで、一部の添加物について指定が遅れた場合、EUは、自己証明を一時的に停止することができるとされています（この場合、方法その2によれば、引き続き日本ワインの輸出は可能です）。

### 【方法その2】酒類総合研究所による証明

平成31年1月21日（月）証明申請受付開始

#### ○メリット

- ・ これまでのEU向け輸出ワイン証明申請とほぼ同じ手続きで証明書を入手できます。
- ・ 発行費用は、大幅に軽減されます（これまで1通27,100円→5,200円（いずれも税込））。

#### ○留意点

- ・ 製造者は、申請に際し、証明に必要な書類（誓約書、「日本ワイン醸造行為に関する表明書」等）とワイン0.75L1本の送付が必要となります。
- ・ 輸出の都度、証明を申請する必要があり、自己証明と比較して多少の時間を要するほか、（軽減されているとはいえ）発行費用もかかります。

（参考）酒類総合研究所による証明においては、EUとの取り決めに基づき理化学分析は不要となっていますが、日本ワインに対するEU消費者からの信頼を確保する観点から、当分の間、実アルコール分及び総亜硫酸について、酒類総合研究所において分析を実施します（問題のある場合のみ、分析結果を申請者に連絡します。また、オプション分析（有償）の受託も可能です。この場合、問題の有無によらず分析結果を連絡します）。

詳しくは、次の酒類総合研究所ホームページを参照ください。  
[https://www.nrib.go.jp/bun/eu\\_wine/eu\\_wine\\_info.htm](https://www.nrib.go.jp/bun/eu_wine/eu_wine_info.htm)